

国分寺市障害者地域自立支援協議会設置要綱（平成28年要綱第28号）新旧対照表

現行	改正後
<p>(庶務)</p> <p>第12条 協議会等及び事務局会議の庶務は、<u>福祉保健部障害福祉課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第12条 協議会等及び事務局会議の庶務は、<u>福祉部障害福祉課</u>において処理する。</p>